

避難所運営者のための

災害時のペットとの 避難ガイドライン

令和7年11月版



はじめに

避難所には、小さなお子さん、お年寄り、障がいのある人、外国人等の多様な方々と同様に、ペットを連れた避難者が避難してくることも想定されます。

令和6年に改正された国の「防災基本計画」で、ペット同行避難した避難者についても適切に受け入れ、状況把握に努めるよう定められました。

避難所を運営する皆さんには、いざというときなるべく混乱が生じないよう、飼育スペースや飼育ルールを予め検討しておくことが求められます。



«同行避難とは»

災害時に飼い主がペットとともににより安全な避難場所まで避難すること。

過去の災害では、いったんペットを置いて避難した飼い主が、ペットを避難させるために自宅に戻って災害に巻き込まれたことがあります。

飼い主の安全を確保するために、同行避難した飼い主とペットを躊躇せず受け入れられるよう準備しましょう。

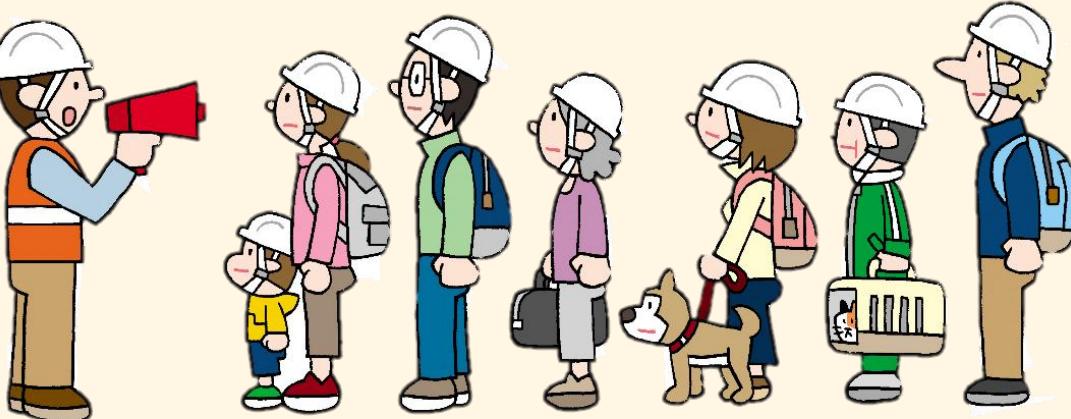
目次

1 避難所でのペットの受入れについて（基本事項）

- (1) 受入れ可能なペット
- (2) 人とペットの居住スペースは分ける
- (3) ペットの飼育は飼い主が責任を持つ

2 ペットの受入れのポイント

- (1) 事前の準備
- (2) 災害時（避難所開設時）に必要なこと



1 避難所でのペットの受入れについて（基本事項）

(1) 受入れ可能なペット

避難所で受入れ可能なペットは、原則として、家庭で飼育されている犬、猫、小動物（うさぎ、小鳥、ハムスターなど）です。



大型の動物や危険な動物については、避難者全体の安全を確保する観点から、ご自身で預け先を確保するよう呼びかけています。もしも同行避難してきた場合には、飼い主は避難所に入り、動物は一時的に自家用車等での飼育となるなどが考えられます。

(2)人とペットの居住スペースは分ける

動物が苦手な人やペットのアレルギーを持った人がいるため、人とペットの居住スペースは別の部屋に分けます。

ペットは指定された場所でケージ等に入れておくことを基本とします。

(3)ペットの飼育は飼い主が責任を持つ

避難所では、ペットの世話や当面のえさの確保、逃走防止、飼育場所の管理を、飼い主の責任で行います。

飼い主は、ペットに関するトラブルが起きないように、飼育ルール*を守って飼育します。その上で、ペットを飼っていない方々へ普段以上に配慮を心がけるようにします。

事故やトラブルが起こった場合は、原則として当事者同士で解決します。(トラブルが生じた場合は、避難所運営本部(保健衛生班)に届け出ます。

*飼育ルール例:「ペットの飼い主の皆さんへ」(参考様式)

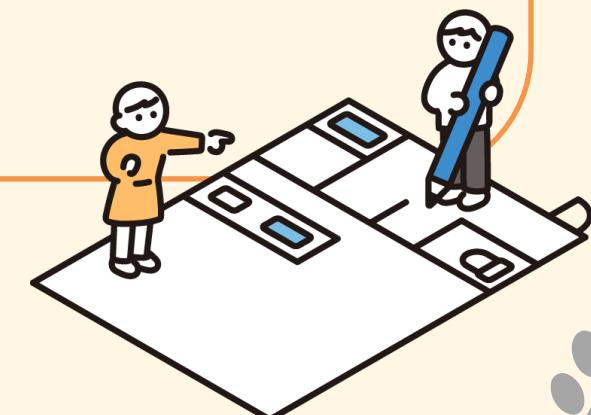


2 ペットの受け入れのポイント

(1) 事前の準備

① ペットの一時飼育スペースの設定

- あらかじめ施設内にペットの一時飼育スペースを設定しておきます。
- 避難所運営者は、災害時にはペット同行避難者の対応以外にも多くの業務を行う必要があります。一時飼育スペースの設定やペット管理簿の印刷など、平時からできることは準備しておきます。
- 防災訓練などで、定期的に一時飼育スペースの確認を行います。

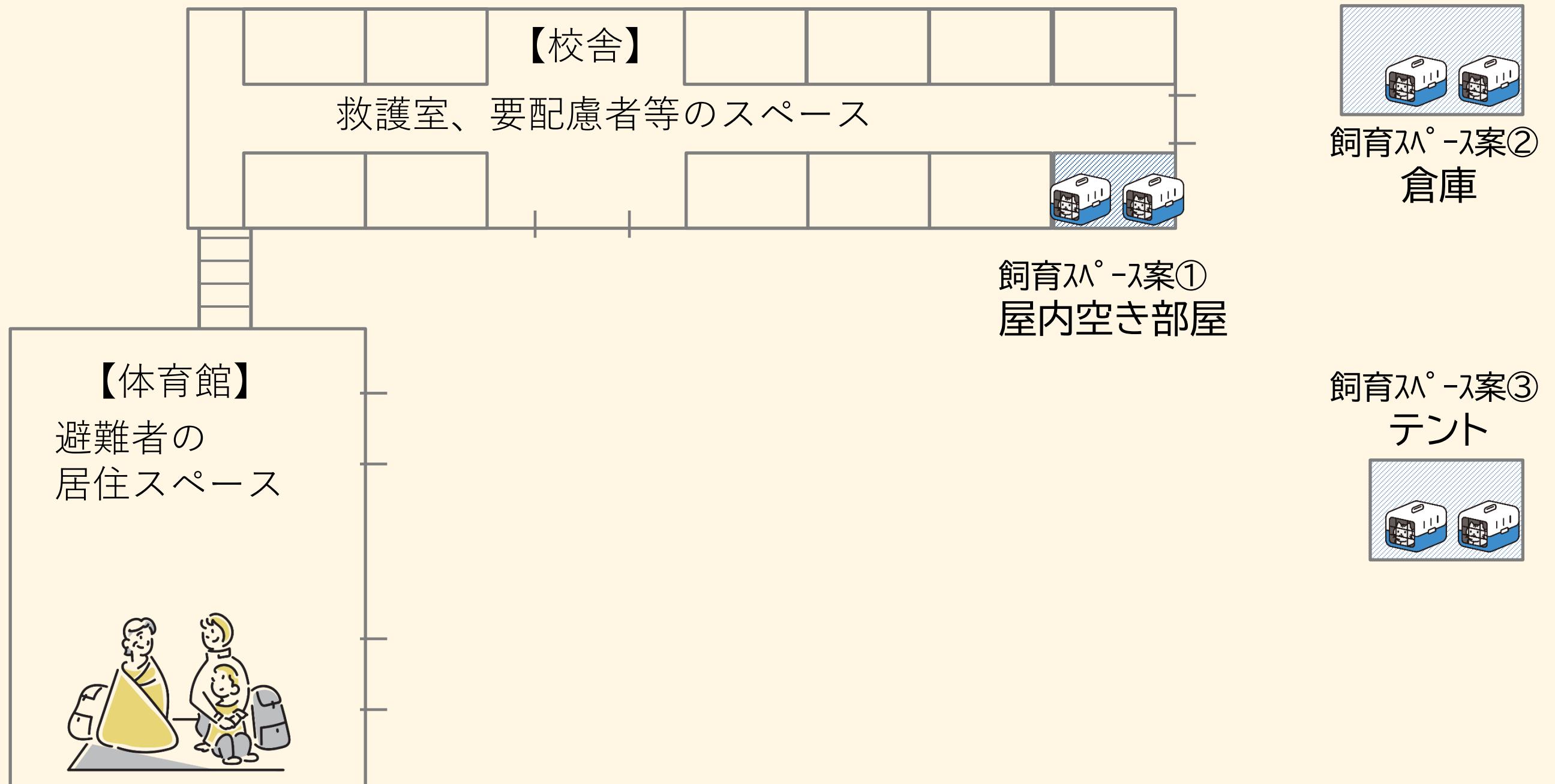


② ペットの飼育ルールを検討する

受け入れ時に飼い主に周知できると、ペットにかかるトラブルを少なくすることができます。飼育ルールの例（参考様式1）を参考に検討し、あらかじめ作成しておきましょう。



ペット一時飼育スペースのイメージ（例：学校）



- ・避難所の状況に応じて飼育スペースを選びましょう
- ・選ぶ際は、避難者の居住スペースからの距離や動線、温度管理のしやすさ等を考慮しましょう

(2) 災害時（避難所開設時）に必要なこと

①ペット同行避難者の受付け

- ・事故防止のため、（できるだけ）ペット同行避難者の専用の受付窓口を設置し、一般の避難者と分けて受付窓口に誘導する
- ・受付け名簿は参考様式2、3を活用する
- ・新たな同行避難者の受付けや誘導は、同行避難者同士が協力して行うよう呼びかける



②ペットの一時飼育スペースの設営

- ・飼い主に協力を呼び掛け、設営する
- ・必要に応じて室内の壁や床をブルーシート等で覆う
- ・貼り紙で「ペットの一時飼育スペース」と明示する

避難所にスタートーキット*を準備しておくと、設営・運営もスムーズに行うことができます。

*スタートーキットとは：

ペットを連れて避難してきた飼い主同士が協力し合い、速やかにペットの避難スペースを設営・運営できるようにあらかじめ指示書(ミッションカード)と物資をまとめておいたセット

ペット同行避難者の受付手順

受け入れ可能なペットであるかを確認する

- ・犬、猫、小動物（うさぎや小鳥、ハムスター等）であれば受け入れる
※危険な動物については避難所での受け入れは難しいため、車等で管理してもらう
- ・受け入れ可であれば、飼い主にペット管理簿（参考様式2）とペット登録票（参考様式3）を記入してもらう（可能であればペットの写真を記録）



飼育ルールを守るよう説明する

- ・ペット飼育ルール（参考様式1）を配布する
- ・ペット及びケージに所有者を明示するよう指示する
※首輪やハーネスに名札がついていない場合は、養生テープなどで自作してもらう

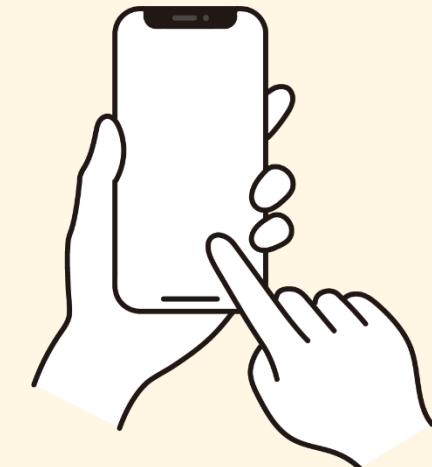


飼い主とペットをペット一時飼育スペースへ誘導

あらかじめ案内図を作つておくと便利

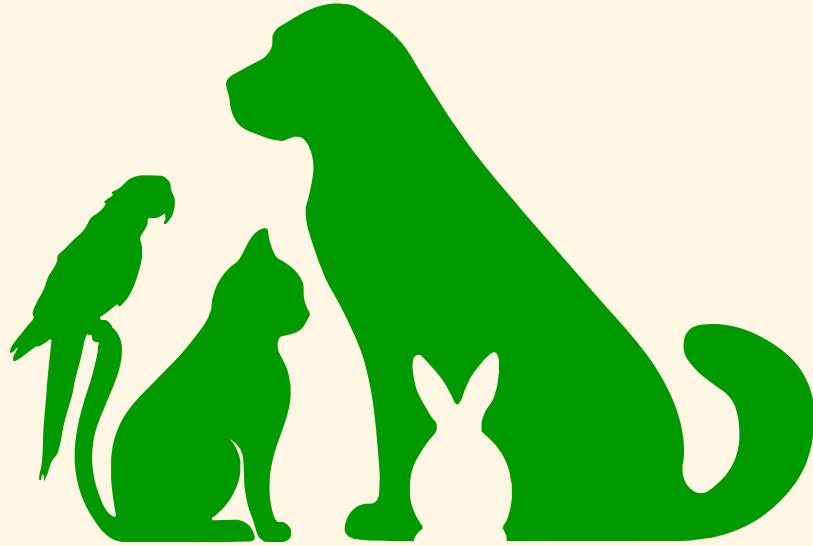
③市災害対策本部への連絡

- ペット支援物資（ペットフード、ペットシーツ等）の要請が必要となるため、同行避難者を受入れた場合は市災害対策本部に連絡をします。



④「ペット家族会」結成の呼びかけ

- 一時飼育スペースのペットの飼育や衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行うのが原則ですが、飼い主同士の協力体制を築くため、ペットの家族会を結成してもらうよう呼びかけましょう。
- 家族会は、新たなペット同行避難者の受付、ペット一時飼育スペース全体及びその周辺の清掃などの維持管理、ペット救援物資の搬入や仕分けなどを行います。
- 家族会の中から避難所運営者との連絡窓口となる代表者を決めてもらい、避難所運営者と同行避難者の連絡調整のほか、ペットの飼育ルールの周知、必要に応じて同ルールの見直しなどを行っていきます。



【盛岡市公式ホームページ】 飼い主とペットのいのちを守る!災害対策
ページはこちら⇒



お問い合わせ先

ペットの取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・保健所生活衛生課
TEL：019-603-8312

避難所の運営について・・・・・・・・・・・・・・・総務部危機管理防災課
TEL：019-613-8386

令和7年11月発行